

緊急事態に関する建設的な議論を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 4 年 12 月 7 日

提出者

細森大園山高吉内福	田山屋山根橋野藤井	重健俊成雅和芳竜	雄一弘繁二彦彦秀夫	成五中中加遠嘉川原	相川村島藤藤本上	安純芳謙力祐拓	信寿信二勇一一大也	福絲田池生吉田多々坪	田原中田越田中納内	正徳八洲俊雅明剛涼	明康男一一紀美人二
-----------	-----------	----------	-----------	-----------	----------	---------	-----------	------------	-----------	-----------	-----------

(別紙)

## 緊急事態に関する建設的な議論を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は長期にわたって全国各地で拡大し、社会生活に様々な被害を及ぼしてきた。この間、全国の9割を超える中小企業の経営に深刻な影響が生じ、日本経済に大きな打撃を与え、さらには、医療従事者や病床の不足により医療崩壊の危機に直面するという想定外の事態も発生した。

また、東日本大震災の際には道路などを塞ぐ膨大な災害廃棄物の撤去に時間を要し、支援物資の輸送に支障が生ずる事態や被災した地方自治体の行政機能停止が問題となったが、近年は全国各地で甚大な被害をもたらす大規模な自然災害が発生しており、さらには、北朝鮮による度重なるミサイルの発射は対岸地域であるわが県に大きな脅威と不安を生じさせている。

わが国は、これまで大地震や感染症その他の異常かつ大規模な災害に対して、災害対策基本法や新型インフルエンザ等対策特別法などによって対処してきたが、今後、より重大な緊急事態が発生した場合は従来の法体系では対応できなくなるおそれがある。

感染症は全国的に影響を及ぼし、大地震などの自然災害は全国どこの自治体であっても被災地となり得る。したがって、感染症や自然災害等に強い社会をつくることは全国民的な喫緊の課題である。

国家の最大の責務は緊急時において国民の命と生活を守ることである。よって、国におかれては、緊急事態に対応できる国づくりに向け、関連法規の見直し等による平時から緊急時のルールの切り替え等について、国会において建設的かつ広範な議論を行うとともに、広く国民的な議論を喚起する取組を進めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣  
防衛大臣  
内閣官房長官

国土強靱化担当大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）

【令和4年12月16日原案可決】